報道資料

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年１１月２７日

令和７年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）

※　令和８年９月 29 日の速報公表時点から、早期健全化基準、経営健全化基準以上となった地方公共団体又は会計に異動はありません。

Ⅰ．健全化判断比率の状況

○　財政再生基準以上の団体
：北海道夕張市（令和６年度決算も同じ）

【参考】財政再生団体等の状況

○　財政再生団体：北海道夕張市
○　財政健全化団体：なし

団体名	計画期間	【参考】（注）	
		実質公債費比率（%）	将来負担比率（%）
北海道夕張市	平成 21 年度～令和 11 年度（財政再生計画）	67.5(68.1)	45.0(104.5)

(注)実質公債費比率及び将来負担比率の（　　）内は、令和６年度決算に基づく数値

１．実質赤字比率

- **早期健全化基準以上の団体は、なし（６年度決算も同じ）**
  なお、実質赤字額がある団体は、１団体（６年度決算：なし）

＊ 実質赤字比率：福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの
＊ 実質赤字比率の早期健全化基準は、道府県は 3.75%、市区町村は財政規模に応じ 11.25%～15%、財政再生基準は、道府県は５%、市区町村は 20%
なお、都の実質赤字比率の基準については、財政制度の特例に伴う調整後の数値

２．連結実質赤字比率

- **早期健全化基準以上の団体は、なし（６年度決算も同じ）**
  なお、連結実質赤字額がある団体は、２団体（６年度決算：なし）

＊ 連結実質赤字比率：すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの
＊ 連結実質赤字比率の早期健全化基準は、道府県は 8.75%、市区町村は財政規模に応じ 16.25%～20%、財政再生基準は、道府県は 15%、市区町村は 30%
なお、都の連結実質赤字比率の基準については、財政制度の特例に伴う調整後の数値

３．実質公債費比率

- **早期健全化基準以上の団体は、１団体（夕張市：67.5%）**
  なお、当該団体は財政再生基準以上
  （６年度決算も同じ）
- **都道府県の平均値は 10.2%、市区町村の平均値は 5.5%**
  （６年度決算：都道府県平均 10.1%、市区町村平均 5.6%）

＊ 実質公債費比率：借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの
＊ 実質公債費比率の早期健全化基準は 25%、財政再生基準は 35%

４．将来負担比率

- **早期健全化基準以上の団体は、なし（６年度決算も同じ）**
- **都道府県の平均値は 139.3%、市区町村の平均値は 5.9%**
  （６年度決算：都道府県平均 144.1%、市区町村平均 6.2%）

＊ 将来負担比率：地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの
＊ 将来負担比率の早期健全化基準は、都道府県及び政令市は 400%、市区町村（政令市を除く）は 350%
なお、財政再生基準はない

Ⅱ．資金不足比率の状況

・ 経営健全化基準以上の公営企業会計は、３会計（６年度決算：３会計）

＊ ３会計の内訳：交通事業１会計、病院事業１会計、下水道事業１会計

・ 資金不足額がある公営企業会計は、53 会計（６年度決算：55 会計）

＊ 資金不足比率：公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

＊ 資金不足比率の経営健全化基準は 20%

※　健全化判断比率及び資金不足比率に関する解説については、「制度解説」及び「用語説明」をご覧ください。

また、団体別健全化判断比率及び資金不足比率については、「資料」をご覧ください。

（連絡先）

〈健全化判断比率について〉
自治財政局財務調査課　酒井財政健全化専門官、中筋
電話：(代表)03-5253-5111　(直通)03-5253-5649
E-mail：kenzenkahou_atmark_soumu.go.jp

〈資金不足比率について〉
自治財政局公営企業課　青島課長補佐、牧本係長
電話：(代表)03-5253-5111　(直通)03-5253-5635
E-mail：koueityousa_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

【参考】早期健全化基準又は経営健全化基準以上である団体又は会計の状況

1. 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	合計	合計(純計)
都道府県 (47団体)	0	0	0	0	0	0
	(R6 0)	(R6 0)	(R6 0)	(R6 0)	(R6 0)	(R6 0)
政令市 (20団体)	0	0	0	0	0	0
	(R6 0)	(R6 0)	(R6 0)	(R6 0)	(R6 0)	(R6 0)
市区 (795団体)	0	0	1 (1)	0	1 (1)	1 (1)
	(R6 0)	(R6 0)	(R6 1 (1))	(R6 0)	(R6 1 (1))	(R6 1 (1))
町村 (926団体)	0	0	0	0	0	0
	(R6 0)	(R6 0)	(R6 0)	(R6 0)	(R6 0)	(R6 0)
合計 (1,788団体)	0	0	1 (1)	0	1 (1)	1 (1)
	(R6 0)	(R6 0)	(R6 1 (1))	(R6 0)	(R6 1 (1))	(R6 1 (1))

(注) 1. ( )内の数値は、財政再生基準以上である団体数であり、内数である。
2. 将来負担比率には、財政再生基準はない。

2. 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体名

	令和7年度決算 早期健全化基準以上団体	令和6年度決算 早期健全化基準以上団体	増減
実質赤字比率	―	―	―
連結実質赤字比率	―	―	―
実質公債費比率	1団体 (北海道) 夕張市	1団体 (北海道) 夕張市	―
将来負担比率	―	―	―

(注) 財政再生基準以上である団体には、下線を付している。

3. 実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体の状況

・ 早期健全化基準以上である団体数(再掲)

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
団体数	0/47 (0)	0/20 (0)	0/795 (1)	0/926 (0)	0/1,788 (1)

(注) ( )内の数値は、実質赤字額がある(実質赤字比率が0%超である)団体数である。

4. 連結実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体の状況

・ 早期健全化基準以上である団体数(再掲)

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
団体数	0/47 (0)	0/20 (0)	0/795 (2)	0/926 (0)	0/1,788 (2)

(注) ( )内の数値は、連結実質赤字額がある(連結実質赤字比率が0%超である)団体数である。

5. 実質公債費比率が早期健全化基準以上である団体の状況

(1) 早期健全化基準以上である団体数(再掲)

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
団体数	0/47	0/20	1/795	0/926	1/1,788

(2) 早期健全化基準以上である団体の実質公債費比率

(単位:%)

都道府県名	市区町村名	実質公債費比率
北海道	夕張市	67.5

(注) 実質公債費比率の早期健全化基準は25%であり、財政再生基準は35%である。

6. 将来負担比率が早期健全化基準以上である団体の状況

早期健全化基準以上である団体数(再掲)

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
団体数	0/47	0/20	0/795	0/926	0/1,788

7. 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数(事業種類・団体区分別)

事業種類	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	計
水道事業	0 / 22	0 / 19	0 / 1,118	0 / 94	0 / 1,253
簡易水道事業	0 / 0	0 / 2	0 / 426	0 / 1	0 / 429
工業用水道事業	0 / 37	0 / 9	0 / 89	0 / 11	0 / 146
交通事業	0 / 3	0 / 18	1 / 55	0 / 3	1 / 79
電気事業	0 / 25	0 / 2	0 / 66	0 / 2	0 / 95
ガス事業	0 / 0	0 / 1	0 / 17	0 / 0	0 / 18
港湾整備事業	0 / 35	0 / 4	0 / 38	0 / 6	0 / 83
病院事業	0 / 34	0 / 13	1 / 419	0 / 84	1 / 550
市場事業	0 / 8	0 / 18	0 / 109	0 / 8	0 / 143
と畜場事業	0 / 2	0 / 6	0 / 22	0 / 4	0 / 34
宅地造成事業	0 / 49	0 / 15	0 / 298	0 / 2	0 / 364
下水道事業	0 / 45	0 / 25	1 / 1,791	0 / 20	1 / 1,881
観光施設事業	0 / 6	0 / 4	0 / 181	0 / 0	0 / 191
その他事業	0 / 14	0 / 2	0 / 52	0 / 21	0 / 89
計	0 / 280	0 / 138	3 / 4,681	0 / 256	3 / 5,355

(注)分母は事業種類別の公営企業会計数である。

8. 資金不足比率が経営健全化基準以上である団体・公営企業会計名

事業名	都道府県名	市区町村等名	会計名
病院事業（1）	秋田県	仙北市	仙北市病院事業会計
下水道事業（1）	鹿児島県	宇検村	集落排水事業会計（漁業集落排水事業）
交通事業（1）	沖縄県	伊平屋村	船舶運航事業特別会計

（注）資金不足比率の経営健全化基準は20%である。

（参考）

	令和7年度決算 経営健全化基準以上会計数	令和6年度決算 経営健全化基準以上会計数	増減
交通事業	1会計	1会計	＋1　沖縄県伊平屋村　船舶運航事業特別会計 ▲1　鹿児島県屋久島町　屋久島町船舶事業特別会計
病院事業	1会計	1会計	－
下水道事業	1会計	1会計	＋1　鹿児島県宇検村　集落排水事業会計（漁業集落排水事業） ▲1　山口県宇部市　農業集落排水事業特別会計
合計	3会計	3会計	